

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊谷 修二
玉山総合事務所総務課長 工藤 貢

**新型コロナウイルス感染症に対する町内会・自治会行事等の対応について
(お知らせ)**

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 5 月 30 日 (月) に「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」が解除されたことから、町内会・自治会行事等の対応について、次の取扱いを参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

町内会・自治会長様におかれましては、お手数をおかけしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 協力をお願いしたい町内会・自治会行事等の取扱い

区分	これまでの取扱い	今後の取扱い
不特定の方が集まる行事	・ 開催の延期・中止、又は開催方法の変更を検討。	・ 行事等の開催に当たっては、「 <u>2 基本的な感染防止対策</u> 」の徹底を図った上で実施していただくようお願いいたします。
特定の方が集まる行事	・ 開催時間の短縮や人数制限など参加者間の接触を可能な限り減らす。	

2 基本的な感染防止対策

行事等の実施に際しましては、引き続き、次のとおり対策を講じるようお願いいたします。

- (1) こまめな手洗い、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を励行する。
- (2) ワクチン接種後もマスクを着用する。
- (3) 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- (4) 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- (5) 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- (6) 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素をとまなう会合等を回避する。

3 場面に応じたマスク着用の実践例

基本的な感染防止対策の(1)から(3)については、次のとおり、場面に応じたマスクの着用をお願いします。

	屋外	屋内
マスクを外してよい場面	・ 会話がほとんどない場合 ・ 会話があっても相手と 2 m 以上 (目安) 離れている場合 → 徒歩や自転車での通勤・通学 → 散歩やランニングなどの離れて行う運動	・ 相手と 2 m 以上 (目安) 離れていて、会話がほとんどない場合

(裏面につづく)

	屋外	屋内
マスク着用が必要な場面	<ul style="list-style-type: none"> ・相手と近距離（2 m未満（目安））で会話をする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手と2 m以上（目安）離れていても、会話をする場合（※十分な換気など対策をとっている場合を除く） ・人との身体的な距離が確保できない場合（2 m未満（目安）） →公共交通機関を利用する場合
	重症化リスクの高い方と接する場面 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と会う場合や病院に行く場合 	

4 その他

- (1) 行事などの出席を促す場合は、マスク着用が必要な場面に備え、マスクの持参を呼び掛けるようお願いします。
- (2) 高温や多湿の環境下では、熱中症のリスクが高まります。行事の中で、マスクを外してよい場面である場合は、マスクを外すなどの呼び掛けをお願いします。なお、本人の意に反し、マスクの着脱を無理強いすることのないよう、併せて配慮をお願いします。
- (3) 上記の取扱いが新たに変更された際には、今後も適宜、お知らせいたします。また、今後の感染状況等に応じ、国等から発出される情報も参考にさせていただきますようお願いします。

担当：市民部市民協働推進課 地域活動係 電話 019-626-7500（直通） 玉山総合事務所総務課 地域政策係 電話 019-683-2116（直通）
